

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、及び中小企業者の実態等

河津町は、伊豆半島の南東に位置し、天城の豊かな森林を源とする清流「河津川」が相模湾にそそぐ自然豊かな町である。近年では、早咲きの桜で町の木でもある「河津桜」が全国に知られるようになり、2月から3月にかけて開催される「河津桜まつり」は毎年多くの花見客で賑わう。

人口は、平成27年の国勢調査では7,303人で、平成7年の9,036人から比べると20年で約20%も減少しており、平成27年の生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は、3,600人で全体の49.3%を占めているが、10年後には少子高齢化により人口は6,689人まで減少し、生産年齢人口は3,156人で割合にすると47.2%で減少していくと推測されている。

河津町の基幹産業は観光業となっており、産業構造割合については、宿泊業、飲食サービス業が18.3%、次いで卸売・小売業が13.7%、農林漁業者が13.0%と続いており、従業員数が100名以上の企業等は存在していない中小企業者で構成されている地域であって、人口減少や後継者不足と相俟って労働力及び生産性の確保が課題となってきている状況にある。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業の最先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。具体的には、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし生産効率等の向上を図ることが必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国の同意日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入基本計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。